

2008年11月4日 全7頁

# 空売りポジションの報告義務 に関する内閣府令・告示

制度調査部  
横山 淳

## [要約]

- 空売り規制強化のうち空売りポジションの報告義務に関する内閣府令と告示が2008年10月31日に公布された。
- 空売りポジションの報告義務の対象となる有価証券としては、2009年3月31日までの時限的措置として、上場有価証券等が指定されている。
- 原則、発行済株式総数の0.25%以上、かつ、50売買単位超の空売りポジションを保有することとなる場合（及びその後の変動について）に報告義務が課される。
- 金融商品取引所は、提供された残高情報（ポジション情報）をとりまとめて、インターネット等を通じて1年間公表する。
- 空売りポジションの報告義務に関する内閣府令・告示は2008年11月7日から施行される。

## はじめに

○2008年10月31日、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第69号）と「金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する有価証券を指定する件」（金融庁告示第67号）が公布・告示された<sup>1</sup>。

○これは10月27日に麻生首相の指示を受けて金融庁が発表した「空売り規制の強化について」<sup>2</sup>を踏まえ、10月28日に施行された「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」（政令第329号、以下、「政令」）<sup>3</sup>の細目を定める内閣府令・告示である。

○10月28日に施行された政令に基づく「空売り規制強化」の主な内容は、次の二点である。

### ①Naked Short Selling の受託禁止

—売付けの際に株の手当てがなされていない空売り注文（Naked Short Selling）を証券会社等が受託

<sup>1</sup> 2008年10月31日付官報号外特第18号に掲載されている。なお、その内容は、金融庁のウェブサイトにも掲載されている（<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081031-7.html>）。

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081027-2.html>）に掲載されている。

<sup>3</sup> 2008年10月28日付官報号外特第16号に掲載されている。なお、その内容は、金融庁のウェブサイトにも掲載されている（<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081028-3.html>）。

することの禁止

②空売りポジションの報告・公表制度

- 一定の場合には、証券会社を通じた空売りポジション情報の取引所への報告を義務付け
- 取引所による情報の公表措置

○今回の内閣府令・告示は、上記②（空売りポジションの報告・公表制度）の細目を定めたものである。なお、上記①（Naked Short Selling の受託禁止）の細目を定める内閣府令・告示は、2008年10月29日に先行して公布されている<sup>4</sup>。

○以下、1. で10月28日付の「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」に基づく空売りポジションの報告・公表制度の概要を説明し、2. で今回の内閣府令・告示の内容を紹介する。

## 1. 空売りポジションの報告・公表制度

### (1) 証券会社等による報告義務

○金融商品取引所の会員・取引参加者である証券会社等は、取引所金融商品市場<sup>5</sup>における空売りを行う一定の場合には、次の事項を金融商品取引所に報告することが義務付けられる（金融商品取引法施行令26条の5第1項）。

①自己の計算による空売り……空売りを行った有価証券について自己の（空売りの）残高情報

②顧客の委託を受けて行う空売り……空売りを行った有価証券について顧客の（空売りの）残高情報

○同様に、空売り注文の委託の取次ぎ（顧客の空売り注文を金融商品取引所の取引参加者である他の証券会社等に取り次ぐようなケース）を行う証券会社等に対しても、「（空売りの）残高情報」を取次ぎの相手方（取次先の証券会社等）に報告する義務が課されている（同第2項）。

### (2) 顧客による報告義務

○証券会社等に空売りの委託等の申込み、即ち、空売り注文を出す者は、証券会社等に対して、空売りを行った有価証券について自分の（空売りの）残高情報（空売りポジション）を明示することが義務付けられる（同第3項）。

○証券会社等は、顧客から提供された残高情報を、前記(1)に従って取引所に報告することになる。

### (3) 取引所による公表措置

○前記(1)に基づく報告を受けた金融商品取引所は、その内容を取りまとめて公表することとされている（同第4項）。

<sup>4</sup> 拙稿「空売りの「決済措置」確認に関する内閣府令・告示」（2008年10月30日付レポート）参照。

<sup>5</sup> なお、店頭売買有価証券市場における空売りについて準用されている（金融商品取引法施行令26条の5第5項）。ただ、JASDAQが取引所化して以後、該当する市場が存在していないため、本稿では割愛する。

## 2. 内閣府令・告示への委任事項

○今回の内閣府令・告示では、次の事項についての細目が定められている。

- ①確認義務の対象となる有価証券の範囲  
……「大量の空売りが行われることにより公正な価格形成に支障を及ぼすおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券」
- ②証券会社等による報告の基準、期日など  
……「内閣府令で定めるところにより」
- ③顧客による報告の基準、期日など  
……「内閣府令で定めるところにより」
- ④残高情報（空売りポジション）の内容、算定方法など  
……「空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報」
- ⑤金融商品取引所による公表方法  
……「内閣府令で定めるところにより」

### (1) 報告義務の対象となる有価証券の範囲

○空売りポジションの報告義務が課される有価証券の範囲は、次のように定められている（「金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する有価証券を指定する件」）。

- ①上場有価証券
- ②店頭売買有価証券

○ただし、この告示は「2009年3月31日限り、その効力を失う」こととされている（同附則2項）。

○この点について金融庁は、「当面、年度内の時限的な措置として、一定規模以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け及び取引所による当該情報の公表を実施する」趣旨と説明している<sup>6</sup>。

### (2) 証券会社等による報告義務

#### (a) 自己売買による空売り

○金融商品取引所の取引参加者である証券会社等が行った自己の計算による空売りについて、次の①～③の場合に空売りに関する残高情報（空売りポジション）の報告義務が課される（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下、有価証券取引等府令）15条の2第1、5項）。

- ①空売りを行ったことにより、空売り残高割合が0.25%以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が50超となった場合
- ②前記①の空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合（空売り残高割合が0.25%

<sup>6</sup> 金融庁『「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券を定める件」について』（2008年10月31日）。

以上、かつ、空売り残高売買単位数が 50 超の場合に限る)

③前記①②の残高情報を提供している場合であって、空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があり、空売り残高割合が 0.25%未満となり、又は、空売り残高売買単位数が 50 以下となったとき

○基本的に、空売りポジションが 0.25%以上、かつ、50 売買単位超になったときに、報告義務が発生し (①)、その後の変動<sup>7</sup>についても報告が必要となる (②)。その後、空売りポジションが 0.25%未満、又は、50 売買単位以下まで縮小すれば、報告義務は原則なくなるが (②)、それでも報告義務がなくなる水準まで空売りポジションが縮小した旨の報告は必要となる (③)。

○報告は、空売りを行った金融商品取引所に対して、空売りを行った日 (変更があった日) から起算して 2 営業日が経過する日の午前 10 時<sup>8</sup>までに行うこととされている。

○なお、空売り残高割合・空売り残高売買単位数の算出については後述(4)を参照。

### (b) 顧客の委託による空売り

○金融商品取引所の取引参加者である証券会社等が、顧客の委託を受けて空売りを行ったときは、遅滞なく、空売りを行った金融商品取引所に次の事項を提供しなければならない (有価証券取引等府令 15 条の 2 第 2 項)。

◇顧客の称号、名称、氏名

◇顧客の住所、所在地

◇後述(2)により顧客から提供された残高情報

○空売り注文の委託の取次ぎ (顧客の空売り注文を金融商品取引所の取引参加者である他の証券会社等に取り次ぐようなケース) を行う証券会社等に対しても、同様の事項を取次ぎの相手方 (取次先の証券会社等) に報告する義務が課されている (同第 3 項)。

### (3) 顧客による報告義務

○証券会社等に空売りの委託等の申込み、即ち、空売り注文を出す者は、次の①～③の場合に空売りに関する残高情報の報告義務が課される (有価証券取引等府令 15 条の 2 第 4、6 項)。

①空売りを行ったことにより、空売り残高割合が 0.25%以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が 50 超となった場合

②前記①の空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合 (空売り残高割合が 0.25%以上、かつ、空売り残高売買単位数が 50 超の場合に限る)

③前記①②の残高情報を提供している場合であって、空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があり、空売り残高割合が 0.25%未満となり、又は、空売り残高売買単位数が 50 以下となったとき

<sup>7</sup> 大量保有報告書 (の変更報告書) と異なり、「〇%以上の変動」とはされていない点に留意する必要があるだろう。

<sup>8</sup> 有価証券取引等府令の文言に従えば、仮に、月曜日に空売りを行って報告義務が生じたとすれば、休日が挟まらなければ水曜日の午前 10 時までには報告することになるものと思われる。

○前記(1)の証券会社等の報告義務と基本的には同じ条件が課されている。

○即ち、空売りポジションが0.25%以上、かつ、50 売買単位超になったときに、報告義務が発生し(①)、その後の変動についても報告が必要となる(②)。その後、空売りポジションが0.25%未満、又は、50 売買単位以下まで縮小すれば、報告義務は原則なくなるが(②)、それでも報告義務がなくなる水準まで空売りポジションが縮小した旨の報告は必要となる(③)。

○報告は、空売り注文を行った証券会社等に対して、空売りを行った日(変更があった日)から起算して2営業日が経過する日の午前10時までに、次の事項について行うこととされている。

- ◇商号、名称、氏名
- ◇住所、所在地
- ◇空売りをした有価証券に係る残高情報

○なお、空売り残高割合・空売り残高売買単位数の算出については後述(4)を参照。

#### (4) 残高情報の内容

##### (a) 報告事項

○空売りに関する残高情報(空売りポジション情報)として報告すべき事項は次のように定められている(有価証券取引等府令15条の3第1項)。

- ①空売りを行った者の商号、名称、氏名
- ②空売りを行った者の住所、所在地(※1)
- ③次のイ～ニに該当する場合は、それぞれに定める事項
  - イ 信託業を営む者が信託財産の運用として行った空売り
    - ―信託財産の名称
    - ―委託者の指図に基づき運用を行うものである場合にあっては、委託者の商号・名称・氏名、住所・所在地(※1)
  - ロ 投資法人資産運用・投資一任契約に関する投資運用業を行う者が投資一任契約の相手方のために運用財産の運用・指図として行った空売り
    - ―相手方の商号・名称・氏名、住所・所在地(※1)
  - ハ 投資信託委託に関する投資運用業を行う者が受益権者のために運用財産の運用・指図として行った空売り
    - ―運用財産の名称
  - ニ その他金融庁長官が指定する空売り(※2)
    - ―金融庁長官が指定する事項
- ④空売りを行った有価証券の銘柄
- ⑤後記⑦の残高割合の計算年月日
- ⑥空売りの残高数量、空売り残高売買単位
- ⑦空売り残高割合

(※1) 個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名(非居住者である個人はこれらに相当するもの)とする。

(※2) 本稿執筆時点では、指定を行う告示の制定は確認されていない。

## (b) 「残高数量」等の算定方法

○報告すべき「空売り残高数量」、「空売り残高売買単位数」、「空売り残高割合」の算定方法は次のように定められている（有価証券取引等府令 15 条の 2 第 7 項、15 条 3 第 1 項 7 号、同第 2 項）。

- ①「残高数量」：次の（イーロ）のうち、一定の日（※1）後、空売りを行った有価証券（又は有価証券を所有する権利）を取得する必要がある数量  
 イ＝一定の日（※1）までに空売りを行った数量の合計  
 ロ＝イのうち空売りの明示義務・価格規制の適用除外が認められる取引（※2）の数量の合計
- ②「残高売買単位」：①の「残高数量」÷空売りを行った有価証券の売買単位（※3）
- ③「残高割合」：①の「残高数量」÷空売りを行った有価証券の発行済株式総数・口数（※4）

（※1）有価証券取引等府令の文言上、「一定の日」が何を意味するかは明確に示されていないが、「残高数量」等の算定を行う日を意味するものと思われる。

（※2）厳密には、有価証券取引等府令 10、11、14、15 条に掲げられた取引（具体的には、発行日取引、債券（新株予約権付社債・交換社債を除く）の空売り、適格機関投資家以外の者による 50 売買単位以内の信用取引、一定の裁定取引・ヘッジ取引などが列挙されている）のうち、金融商品取引法 2 条 21 項 1 号の取引（先物取引）を除くもの。

（※3）1 未満の端数切捨て

（※4）小数点以下 4 位未満の端数切捨て

○算定の基本となるのは、グロス・ベースではなく、買い戻したものなどをネットィングした空売りの（純）残高が想定されているものと考えられる（①）。

○残高割合については、議決権ベースではなく、発行済株式総数・口数に対する割合とすることが示されている（③）。

## (c) 信託業、投資運用業の取扱い

○信託業、投資運用業などを営む者については、「空売り残高割合」、「空売り残高売買単位数」の算定に当たって、次のような取扱いを行うこととされている（有価証券取引等府令 15 条の 2 第 8 項）。

- ①信託業を営む者が信託財産の運用として行った空売り  
 ……信託財産（※1）ごとに計算する
- ②投資法人資産運用・投資一任契約に関する投資運用業を行う者が投資一任契約の相手方のために運用財産の運用・指図として行った空売り  
 ……投資一任契約の相手方ごとに計算する
- ③投資信託委託に関する投資運用業を行う者が受益権者のために運用財産の運用・指図として行った空売り  
 ……運用財産ごとに計算する
- ④その他金融庁長官が指定する空売り（※2）  
 ……金融庁長官が定めるものごとに計算する

（※1）委託者の指図に基づき運用を行う信託財産にあつては、委託者ごと。

（※2）本稿執筆時点では、指定を行う告示の制定は確認されていない。

○つまり、複数の信託財産・運用財産などを運用している場合には、原則として、信託財産・運用財産ごとに「空売り残高割合」、「空売り残高売買単位数」の算定を行うことになる。

### (5) 金融商品取引所による公表方法

○取引参加者である証券会社等から報告を受けた金融商品取引所は、その内容を取りまとめて、遅滞なく、公表することとされている（有価証券取引等府令 15 条の 4 第 1 項）。

○公表の方法・期間は、次のように定められている（同 2 項）。

残高情報の提供を受けた日から 1 年間、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

### 3. 施行日

○空売りポジションの報告・公表に関する内閣府令・告示は 2008 年 11 月 7 日から施行される。

○ただし、前述の通り、告示は「2009 年 3 月 31 日限り、その効力を失う」こととされている。